

生命保険協会の社会的責任活動について

生命保険協会 SR報告書 2017



特集1

高齢者に配慮した取組みの推進
「マイナンバー制度の民間利活用」への提言



特集2

保険教育の継続推進
生命保険事業に対する理解の普及促進

— 積極的な社会的役割の発揮を通じて、超高齢社会を支えていく —

積極的な社会的役割の発揮を通じて、 超高齢社会を支えていく

生命保険協会は、すべての人が安心して、笑顔で毎日を過ごせるように、
さまざまな課題に積極的に取り組んでいきます。



[生命保険協会のSR活動]

ますます大きくなる生命保険事業の社会的役割と責任を果たし、事業価値の向上を目指すため、その活動全般において、社会的責任 (Social Responsibility, SR) の遂行という観点より意識し、社会に貢献し続ける取組みをいいます。

● 編集方針

生命保険業界がその社会的責任に基づいて取り組む活動について、消費者の皆さまにご理解いただくために、生命保険協会は「SR報告書2017」を編集、発行いたします。

● SR報告書の対象範囲

生命保険協会が取り組む活動を中心に紹介していますが、当協会に加盟する生命保険会社41社（平成29年6月現在）、生命保険文化センターが取り組む活動についても一部紹介しています。

PAGE

04 | トップメッセージ

06 | 特集1

高齢者に配慮した 取組みの推進

「マイナンバー制度の民間利活用」への提言

10 | 特集2

保険教育の継続推進

生命保険事業に対する理解の普及促進

14 | 生命保険事業の 基盤整備・高度化

消費者志向経営の支援 等

- 14 お客さま本位の業務を行うための取組み
- 18 積極的な意見・要望の表明

19 | 健全な制度運営のために

- 19 暮らしと社会を支える生命保険
- 22 苦情・紛争の解決支援
- 24 コンプライアンスの向上と人材育成
- 26 健全性・公平性確保のための取組み
- 27 わかりやすい情報発信

28 | 社会に貢献するために

- 28 「社会貢献活動3ヵ年計画」に基づく取組み
- 33 環境問題への取組み
- 34 生命保険各社の社会貢献活動
- 36 生命保険文化センターの取組み
- 38 生命保険協会の概要
- 39 生命保険相談所一覧

● SR報告書の対象期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日までを報告対象期間としています。報告内容として必要な場合には、一部に対象期間から外れた内容を含みます。

特集1

高齢者に配慮した
取組みの推進

特集2

保険教育の継続推進

生命保険事業の
基盤整備・高度化

健全な制度運営のために

社会に貢献するために

積極的な社会的役割の発揮を通じて、 超高齢社会を支えていく



ね ぎ し あ き お
一般社団法人 生命保険協会 会長 **根岸 秋男**

我が国は世界に類をみない超高齢社会を迎えており、長寿国のフロントランナーとして、豊かで健康な老後生活を送ることができる社会を築いていく必要があります。

超高齢社会の進展を背景とした社会保障給付費の増大により、現役・将来世代の負担が大きくなることが見込まれるなか、官民一体となって社会保障制度を支えていくことが重要であり、私的保障による自助の重要性はますます高まっていると認識しております。

生命保険業界は、これまでも私的保障の提供を通じて公的保障を補完するとともに、保険金・給付金の確実なお支払いにより国民の生活基盤を支えるという生命保険事業の社会的役割を果たしてまいりました。環境が大きく変わりつつあるなか、その役割を一層発揮し、我が国の超高齢社会を支えていくために、創意工夫のもと主体的な取組みを展開する必要があります。

こうした認識のもと、中長期的な視点に立ち、生命保険協会のこれまでの取組みを継続し一層推進するために、以下の活動について重点的に取り組んでまいりました。

高齢者に配慮した取組みの推進 「マイナンバー制度の民間利活用」への提言

生命保険協会では、会員各社の高齢者に配慮した取組みをこれまで後押ししてまいりましたが、超高齢社会の進展により、今後も一人暮らしの高齢者の増加が予想され、生命保険契約においても高齢者のご契約は増加する等、その取組みの難易度も上がっていくものと考えております。

生命保険業界として、引き続き、确实・迅速な手続きや利便性向上等、高齢者向けサービスのさらなる高度化を推進していく必要があります。生命保険協会では、新たな社会インフラとして昨年1月にスタートしたマイナンバー制度を活用していくことが、その有効策になりうると考え、提言を行うことといたしました。昨年11月に提言の骨子を公表し、今年1月には有識者を交えたシンポジウムを開催する等、議論を深めてまいりました。そして、これまでの生命保険業界の高齢者対応を踏まえつつ、マイナンバー制度の利活用について、お客さまへのメリットの具体例や今後の課題と期待等を、今年4月に提言書として取りまとめ公表し、関係各方面へ働きかけを行いました。

今後も、生命保険協会として、会員各社による高齢者に配慮した取組みの高度化を支援し、業界全体の取組みを推進していくとともに、マイナンバー制度の民間利活用のさらなる拡大を期待いたします。

生命保険事業に対する理解の普及促進 保険教育の継続推進

近年、持続可能な社会保障制度の構築に向けて、自助の重要性が高まる一方、若年層の保険加入率は低下傾向にあります。こうした現状を踏まえ、生命保険協会では、学校現場での保険教育機会を拡充させるべく、昨年10月に「次期学習指導要領等に向けたこれまでの審議のまとめ」に対して、さらに、今年3月には「中学校学習指導要領案」に対して意見表明を行いました。これらを通じて、次世代を担う子供たちが自助努力で将来に備えることの重要性と保険の役割について併せて学ぶことの必要性を訴えております。

また、保険教育を行う中学校・高等学校の教師の方をサポートするために、社会保障・保険教育の教材と教師向けの教材活用マニュアルを作成いたしました。その作成にあたっては、現場の教師の方々、文部科学省と厚生労働省の担当者の方々の意見を反映し、実際の授業でも使いやすくするための工夫をしております。あわせて、今年2月に生命保険協会ホームページにポータルサイトを開設し、今般作成した教材等をはじめ、教師の方に社会保障・保険教育に関する情報をワンストップで提供できるようにいたしました。

保険教育は、息が長い取り組みであり、これからも生命保険文化センターをはじめ関係機関と協力しながら、継続的に推進してまいります。

生命保険事業の基盤整備・高度化 消費者志向経営の支援等

生命保険協会では、生命保険事業の基盤整備・高度化に向け、様々な取り組みを行っております。

昨年度、金融審議会「顧客本位の業務運営」について幅広い議論がなされ、生命保険協会では、行動規範において「お客さま本位の行動」を掲げ、これまでも、金融ADR制度の適切な運営、せいほ意見交換

会の開催や生命保険協会に寄せられる意見等の集約・分析を通じて、会員各社の経営に外部の意見を生かす取り組みを行っております。また、自主ガイドラインを踏まえた会員各社の好取組事例を収集・共有し、会員各社のPDCAサイクルの高度化を促すValue Upアンケートを実施しております。生命保険協会として、引き続き、会員各社の消費者目線に立った取組みの後押しを通じて、「消費者志向経営」を支援してまいります。

また、税制面に関しては、生命保険料控除制度の拡充等、国民が必要とする私的保障の準備に対する支援・促進を中心に継続して要望しております。

国際会計基準や国際的な金融監督・規制の在り方等について、積極的に意見表明をすることで、国際競争力強化に貢献しております。

さらに、生命保険協会では、43年間にわたり、株主・投資家の立場から株式価値向上に向けた取組みを継続的に調査しています。平成28年度も企業の持続的な成長を促すために、コーポレートガバナンス、持続的成長に向けた経営戦略、対話の3つの観点から、企業・投資家双方に対して要望を行っております。

そのほか、従来から健康や介護、女性活躍等をテーマに行っている社会貢献活動について、平成29年度から始まる新たな3ヵ年計画において、保育士養成給付型奨学金制度を新設し、女性の活躍推進に資する取組みを拡充いたしました。

SR報告書は、これまで述べた取組みをはじめ、精力的に活動している生命保険協会について、より多くの方に知っていただくため、毎年お届けしているものです。生命保険協会の様々な活動をお伝えすることで、生命保険事業に対する理解を深めていただく一助となれば幸いです。生命保険協会は、これからも超高齢社会における一層の社会的役割発揮に向けて、たゆまぬ努力を続けてまいります。



特集



高齢者に 配慮した 取組みの 推進

「マイナンバー制度の
民間利活用」への提言

高齢者へのサービス向上の有効策のひとつとなる、「マイナンバー制度の民間利活用」の実現を提言するとともに、生命保険業界の高齢者対応をご紹介します。

01 「マイナンバー制度の 民間利活用」への提言

マイナンバー制度を活用して 高齢者に配慮した取組みを さらに高度化

超高齢社会の進展とともに、一人暮らしの高齢者が今後も増加すると予想されます。そのため、保険金受取人など親族が、高齢者の加入している生命保険契約の内容を把握していないケースや、高齢者への連絡が取りづらくなるケース等が増加する可能性があります。生命保険業界は高齢者対応の高度化を進めていく中で、平成28年にスタートした新たな社会インフラであるマイナンバー制度の活用が、高齢者に対する利便性向上等の有効策のひとつになると考え、同制度の民間利活用を提言しました。



Keyword

「マイナンバー」

全国民が持つ12桁の番号 税や年金の手続きを効率化

国民一人ひとりが持つ、12桁の番号のこと。税や年金など、行政手続きに必要な書類が削減され、利便性の向上と行政事務の効率化を実現できます。今後、オンラインサービス「マイナポータル」の運用開始が予定されており、自分の情報のやりとりの記録が確認できるようになります。



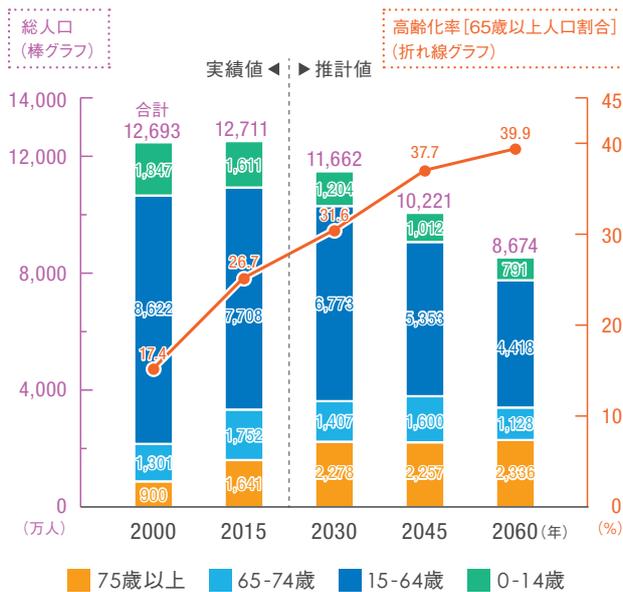
オンラインサービス「マイナポータル」は平成29年7月に試行運用の開始を予定



マイナンバーカードの交付窓口(写真:時事)。総務省によると、平成29年3月8日時点での交付枚数は約1,072万枚。

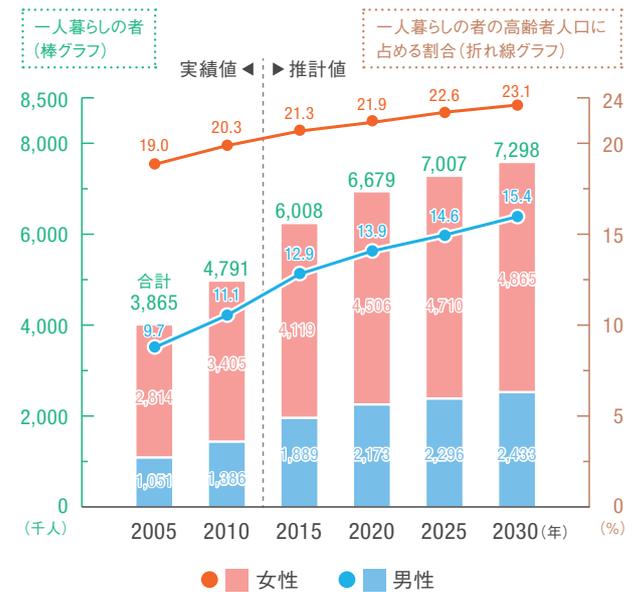
▶ 高齢化と並行して、一人暮らし高齢者の割合も増加

▶ 高齢化の推移と将来推計



※2000年の総数は年齢不詳を含む。高齢化率の算出には分母から年齢不詳を除く

▶ 一人暮らし高齢者の動向



※出典：内閣府発表資料「平成28年版高齢社会白書」

生命保険業界における
マイナンバー制度の利活用例

お客さまの同意を前提に、行政が保有する高齢者の生存・死亡情報や住所情報を共有することで、より確実・迅速な保険金の受取り等や、請求手続きの負担軽減が期待できます。また、マイナポータルを通じて満期保険金のご案内等、生命保険契約の重要なお知らせを配信することで、お客さまはタイムリーかつ確実に情報を受け取ることができます。

民間利活用の範囲拡大で
さらなるサービス向上へ

マイナンバー制度の利活用には「同制度の浸透・定着」「マイナンバー等情報の安全管理」「同制度に関する従業員教育」などの課題もあります。これらの課題を解決して、今後、民間利活用の範囲が拡大され、その選択肢が増えることで、高齢者に限らず全てのお客さまのサービス向上につながることも可能であり、メリットは大きいと考えます。

▶ 生命保険業界におけるマイナンバー制度の利活用例

利活用例	高齢者対応の高度化	お客さまのメリット
1 行政が保有する、高齢者の死亡情報の共有	【安否把握の高度化】 受取人に対し、より能動的に保険金の請求案内が可能に	→ 確実・迅速な保険金の受取り
2 行政が保有する、高齢者の生存情報の共有	【安否把握の高度化】 終身年金保険のお支払手続きに必要な生存確認の証明書類提出の省略が可能に	→ 請求手続きの負担軽減
3 行政が保有する、高齢者の住所情報の共有	【所在把握の高度化】 継続的なアフターフォローが可能に	→ 保険会社からのサービス等のタイムリーかつ確実な受領
4 マイナポータルによる高齢者への情報提供	【契約に対する利便性向上】 生命保険契約に関する重要なお知らせ等をマイナポータルを通じて行う	→ 保険会社からの重要な通知等のタイムリーかつ確実な受領

02 シンポジウムの開催

当協会は、「マイナンバー制度の民間利活用」への提言をまとめるにあたり、有識者より知見やアドバイス等をいただくため、平成29年1月19日にシンポジウムを開催しました。基調講演では向井治紀さんに「マイナンバー制度の概要と民間利活用に向けた取組状況」をテーマにお話しいただきました。また、パネルディスカッションでは有識者をお迎えし、さまざまな角度からご意見をいただきました。



基調講演の概要

民間利活用の拡大で国民の利便性が向上



内閣官房
番号制度推進室長(内閣審議官)
むかい はるき
向井 治紀さん

マイナンバー制度は行政を効率化し、国民の利便性を高め、より公平・公正な社会を実現する基盤です。同制度の利活用事例のひとつとして、マイナンバーカードに内蔵する電子証明書を利用した、公的個人認証サービスがあります。このサービスの利用

によって、生命保険の契約後における契約者の死亡や氏名・住所等の変更の端緒を確認でき、顧客に対してより確実・迅速な手続きの案内等が可能になるでしょう。民間利活用の拡大が同制度のさらなる普及のきっかけになることを望んでいます。

パネルディスカッションにおける有識者からのご意見



銀座パートナーズ法律事務所
弁護士
おかもと ただし
岡本 正さん

契約者の生存・所在確認が容易に

生命保険会社がマイナンバーを取得・管理することで、膨大な調査が必要となっている契約者の生存・所在確認が容易になり、契約者にとっても大きなメリットが生まれます。個人情報の保護と利活用に関する国民的理解を深めることが、マイナンバーの民間利用促進の鍵となるでしょう。



国際大学グローバル・コミュニケーション・センター 主幹研究員
すなだ かおる
砂田 薫さん

北欧諸国の取組みを参考に

高福祉・高負担の北欧諸国では、国民IDとITを活用して間接コストを下げるという考え方が国民的合意を得ています。人口減少が進む日本でも、制度や手続きの簡素化とデジタル化を進め、公的な福祉や民間による直接サービスの維持・向上等のために振り向けることがますます重要になります。



一般財団法人
日本消費者協会
専務理事
ゆいね たえこ
唯根 妙子さん

広報不足を解消し、消費者に正しく理解を

国が行うマイナンバー制度の広報不足を解消するとともに、生命保険業界など民間での同制度の利活用の内容や管理体制などが消費者にも正しく理解され、その有用性と利便性が認められれば、高齢者対応のサービスとして実現するでしょう。

03 これまでの高齢者対応にかかる取組み

当協会では、生命保険各社の取組みの後押しや、高齢者への理解促進に向けた取組みとして、各社への情報共有や高齢者への情報提供を行って

おり、各社における高齢者対応の取組みは、ここ数年で大きく前進しています。

CASE 1

報告書を公表

「超高齢社会における生命保険サービスについて～高齢者対応の向上～」

- 公表年月** 平成25年6月
- 概要** 生命保険ご加入後のお客さまの契約管理・保険金等のお支払時と、ご加入時のそれぞれの局面における、高齢者対応に関する課題を整理し、高齢者の特性に配慮した生命保険各社の取組みについてとりまとめています。

CASE 2

高齢者向け情報冊子の作成・提供

「今だから聞きたい! 生命保険 便利帳」

- 作成年月** 平成26年3月
- 概要** 高齢者に安心して保険にご加入・継続いただける環境作りの一環として、保険契約時から保険加入期間、請求・受取時にいたるまで、それぞれの場面に関する情報や留意点等を取りまとめています。



CASE 3

自主ガイドラインの策定・公表

「高齢者向けの生命保険サービスに関するガイドライン」

- 公表年月** 平成26年10月
- 概要** 高齢者向けの適切でわかりやすい対応をしていくための基本的考え方、留意点を整理した自主ガイドラインを策定しています。

生命保険各社の取組状況(ガイドライン項目別)

	ガイドライン項目	平成24年度	平成28年度
加入時	親族等の同席	38.5% (15/39)	100.0% (38/38)
	複数回の募集機会	23.1% (9/39)	100.0% (39/39)
契約継続時	文字は大きく、見やすく、簡潔な文書	42.9% (18/42)	92.5% (37/40)
	通知物不着時の正当な通信先の確認	64.3% (27/42)	97.5% (39/40)
手続発生時・手続時	保険契約者等との連絡先や生存の状況フォロー	53.7% (22/41)	97.5% (39/40)
	手続に必要な書類の簡素化等	38.1% (16/42)	97.5% (39/40)

※各年度の()内の分母は対象会社数、分子は「取り組んでいる」と回答のあった会社数 ※出所:平成24年10月、平成28年11月、生命保険協会アンケート結果



特集
2

保険 教育の 継続推進

生命保険事業に対する
理解の普及促進

自助努力で将来に備えることの
重要性と保険の役割を広く理
解していただくために、保険教育
を継続的に推進しています。

01 「保険」を教える 先生方に対する サポート強化

Case1 社会保障・保険教育教材等の作成

昨年4月に公表した保険教育機会の拡充に向けた提言を踏まえ、平成29年2月、生徒たちが自助努力で将来に備えることの重要性を学ぶことができるよう、中学校・高等学校の先生方や文部科学省・厚生労働省のご意見を伺いながら、中学校社会科・高等学校公民科向けの社会保障・保険教育教材と先生方向けの教材活用マニュアルを作成・公表しました。

保険教育への提言

平成28年4月、学校での保険教育における現状・課題を整理し、学校教育現場での保険教育機会の拡充に向けた提言を公表しました。

【提言の概要】

- ①社会保障制度について学ぶ際に、自助努力で将来に備えることの重要性及び保険の役割についても併せて学ぶことができるようにすること。
- ②具体的には、短時間で効果的な知識習得を図るため、個人を起点として学んでいく「家庭科」と社会を起点として学んでいく「社会科(公民科)」の両面において学んでいくこと。

<家庭科>

高等学校で生活設計のリスク管理手段として保険を学ぶ際に、社会保障制度とも関連付けて学べるようにすること。

<社会科(公民科)>

現在、中学校や高等学校で社会保障制度について学ぶことになっているが、その際に自助努力で将来に備えることの重要性及び保険の役割についても併せて学べるようにすること。

- ③生命保険業界などが提供する外部の教材や講師派遣について適宜活用すること。

教材・教材活用マニュアルの特徴

- ▶ 50分の授業で完結
- ▶ 授業での発問例や補足データの参考として、「教材活用マニュアル(教師用手引き)」を作成

中学校向け

「社会における企業の役割と責任」 保険会社って何をしているの？



中学校社会科において「私たちと経済」を学ぶ際に、社会保障の意義や保険の役割について理解を深めることができる教材です。

高等学校向け

受賞 社会保障制度と保険の キホンについて学ぼう!



高等学校公民科において社会保障を学ぶ際に、保険の仕組みや自助・共助・公助の考え方(民間保険の役割を含む)についても、併せて学ぶことができる教材です。

「消費者教育教材資料表彰2017」で優秀賞を受賞

平成29年5月、高等学校向け教材「社会保障制度と保険のキホンについて学ぼう!」が「消費者教育教材資料表彰2017」において、優秀賞を受賞しました。

※同表彰制度は、公益財団法人 消費者教育支援センターが、全国の行政・企業・業界団体、消費者団体・NPOなどが作成した教材資料のうち、教育現場で役立つ優秀な教材を表彰するものです。

社会保障・保険教育教材に関する検討会



学校の先生方や文部科学省・厚生労働省のご意見を伺いながら作成

デモ授業



実際の授業で使いやすいするため、デモ授業で生徒の理解度を確認のうえ、内容を工夫



Message from

教材検討会委員



生徒に主体的に 考えさせる教材を作成

東京都立国際高等学校 主任教諭
みやざき みきお
宮崎 三喜男さん

高校生にとって社会保障や保険は縁が遠く、自らの問題として考えるのが難しいようです。しかし、社会保障や保険なしに人生を語ることはできません。本教材は、社会保障や保険の制度を理解するだけでなく、「どのような社会をつかっていくのか」「どのような人生を送りたいのか」ということを、生徒に主体的に考えさせる点を意識して作成しました。

Case2 先生向けポータルサイトの開設

保険教育を行う先生方に、教材等をワンストップで提供するため、当協会ホームページにポータルサイトを新設しました。同サイトでは前述の教材・教材活用マニュアル等を掲載しており、無償で自由にダウンロードして活用できます。また、厚生労働省の社会保障教育教材や生命保険文化センターの生活設計・生活保障教育教材に加えて、当協会や生命保険各社の保険教育推進に関する取組みも紹介しています。



HP <http://www.seiho.or.jp/edu/>

Check 1

P11で紹介した保険教育教材等をダウンロードすることができます。



Check 2

協会・各社の取組みを詳しく知ることができます。



02 学習指導要領改訂への意見表明

学校教育現場での保険教育機会の拡充の必要性の観点から、現在進められている学習指導要領改訂の検討を踏まえ、平成28年10月に「次期学習

指導要領等に向けたこれまでの審議のまとめ」に対して、さらに平成29年3月に「中学校学習指導要領案」に対して、意見表明を行いました。

「中学校学習指導要領案」に対する意見 (平成29年3月提出) の概要

社会保障改革は「自助、共助及び公助が最も適切に組み合わせられるよう留意」という基本的な考え方にに基づき行われていることから、自助努力で将来に備えることの重要性及び保険の役割についても併せて学ぶことが必要。



Keyword

「学習指導要領」

学校のカリキュラム構成の基準に
ほぼ10年に1度改訂しています

全国どこでも一定の教育水準を確保するため、学校がカリキュラムを編成する際の基準として、文部科学省が定めたもの。時代の変化や社会、子どもの実態等に対応して、ほぼ10年おきに改訂しており、現在、平成32年4月から順次使用される次期学習指導要領の検討が進んでいます。

03 これまでの保険教育推進にかかる取組み

「全世代対応型パッケージ」で 生命保険や生活設計の理解を促進

当協会では生命保険文化センターと連携しながら、すべての世代に切れ目なく対応する「全世代対応型パッケージ」を構築。生命保険や生活設計に関する理解の促進に向け取り組んでいます。

ちびまる子ちゃんの 教育用DVDを提供



©さくらプロダクション/
日本アニメーション

楽しみながら、いざという時の備えの大切さを学ぶことができるDVDです。全国の小学校・公立図書館に配布しました。(平成27年3月配布終了)

② 全国への無料講師派遣

学校や行政などからの依頼で、生活設計と生活保障をテーマとした講座を開講しています。

詳しくはP36



① 学校教育活動

作文コンクールの実施、教師向けセミナー、副教材の提供などを行っています。

詳しくはP37



③ 消費者向け出版物

年金、医療など、生命保険に関する最新情報を提供しています。

詳しくはP36



子ども(幼児・小学生)

中学生

高校生

大学生など

成人一般

※本取組みは、生命保険協会と生命保険文化センターとの連携事業です。 ※図中の①～③は、生命保険文化センターが主体となって実施している消費者啓発・情報提供事業の一環です。

生命保険各社の取組事例の共有化

当協会では、平成28年2月に生命保険各社の自主的・積極的な保険教育推進への取組みを事例集として取りまとめ、共有・公表しました。

ウェブサイトや教材・ツールなどで情報提供

一般のみなさま

介護や老後のそなえに役立つ情報をご紹介します

- 知る**：介護保険や費用など介護にまつわる情報あれこれ
- 備える**：お金の準備と親と子の健康で老後に備えよう
- 楽しむ**：心が動けば体も動く、ご家族でお楽しみください
- 見る**：介護のこと、準備や予防など動画でご紹介します
- 探す**：最新の介護施設や介護情報などを検索できます

介護従事者・事業者

日々の介護現場で使える情報やツールをご用意しました

- 役立つ**：介護現場で役立つ情報やレクリエーションが満載
- 備える**：知っておきたいリスクやセリハットをご紹介
- 知る**：介護保険制度改正の概要や介護に関わる資格など
- 探す**：最新の介護施設や介護ツシブセミナーなどを検索

セミナー・講座などを計532回開催。

学生を中心に約46,000人が参加(平成26年度各社実績合計)



生命保険事業の 基盤整備・高度化

消費者志向経営の支援 等

生命保険各社の消費者目線に立った取組みの後押しを通じて、「消費者志向経営」を支援しています。



お客さま本位の業務を行うための取組み

生命保険各社が遵守すべき「行動規範」を制定

当協会では、生命保険事業がこれまで以上に社会から信頼されるよう、生命保険各社やその役職員が遵守すべき「行動規範」を定めています。「行動規範」

では、各社の事業経営や役職員の業務遂行における原則・基準を「行動原則」として定めるとともに、遵守すべき「基本的行動」を定めています。

行動規範

行動原則

お客さま本位の行動

コンプライアンスと
高い企業倫理に基づく行動

社会的責任に
基づく行動

基本的行動

- 1 商品の提案・提供から支払いまでの適切なお客さま対応の推進
- 2 お客さまや社会との相互理解の促進
- 3 お客さま情報の適正な取扱いと保護の徹底
- 4 コンプライアンスの推進
- 5 反社会的勢力との関係遮断
- 6 社会性等に配慮した安全・有利な資産運用の遂行
- 7 環境問題への取組みの推進
- 8 社会貢献活動の推進
- 9 職員の人権尊重と活力ある職場環境の実現
- 10 リスク管理の徹底
- 11 再発防止の徹底と説明責任の遂行

Topics

「顧客本位の業務運営に関する原則」・「消費者志向自主宣言」について

1 「顧客本位の業務運営に関する原則」

金融庁は平成29年3月「顧客本位の業務運営に関する原則」を公表しました。本原則を採択する金融事業者は、顧客本位の業務運営を実現するための明確な方針を策定し、当該方針に基づいて業務運営を行うことが求められます。

2 「消費者志向自主宣言」

消費者庁は「消費者志向自主宣言・フォローアップ活動」（各事業者が消費者志向経営に誠実に取り組むと自主宣言し、そのフォローアップを行う活動）を推進しています。

実務上の留意点などをまとめた 自主ガイドライン策定と見直し

当協会では、商品の提案・提供からお支払いまでの各段階において、適切な取扱いを行い、お客さまに対して最良のサービスが提供できるよう、生命保険各社やその役職員が参考とすべき実務上の取扱い・留意点を自主ガイドラインとして策定し、周知を図っています。自主ガイドラインについては、定期的に点検・見直しを行っています。

「認定個人情報保護団体」 としての活動

当協会は、平成17年4月に金融庁から個人情報の保護に関する法律に基づき「認定個人情報保護団体」として認定を受けました。また、平成29年5月の改正個人情報保護法の施行にともない、「個人情報保護指針」を改正しました。生命保険各社に対して遵守を指導・勧告するとともに、苦情等の受付及び各社に対する情報提供などを行っています。

自主ガイドライン

消費者への情報提供 (生命保険文化センター作成)

- 生命保険の契約にあたっての手引
- 保険金・給付金の請求から受取りまでの手引

適正な募集

- 契約概要作成ガイドライン
- 注意喚起情報作成ガイドライン
- 契約締結前交付書面作成ガイドライン
- 市場リスクを有する生命保険の募集に関するガイドライン
- 正しい告知を受けるための対応に関するガイドライン
- 未成年者を被保険者とする生命保険契約の適切な申込・引受に関するガイドライン
- 保険募集人の体制整備に関するガイドライン
- 募集関連行為に関するガイドライン

募集資料等の適正な表示

- 生命保険商品に関する適正表示ガイドライン
- 生命保険商品の募集用の資料等の審査等の体制に関するガイドライン

適切な保険金支払い

- 保険金等の支払いを適切に行うための対応に関するガイドライン
- 保険金等の請求案内事務に関するガイドライン
- 診断書様式作成にあたってのガイドライン

個人情報保護

- 生命保険業における個人情報保護のための取扱指針(生保指針)
- 生命保険業における個人情報保護のための安全管理措置等についての実務指針(生保安全管理実務指針)

高齢者対応

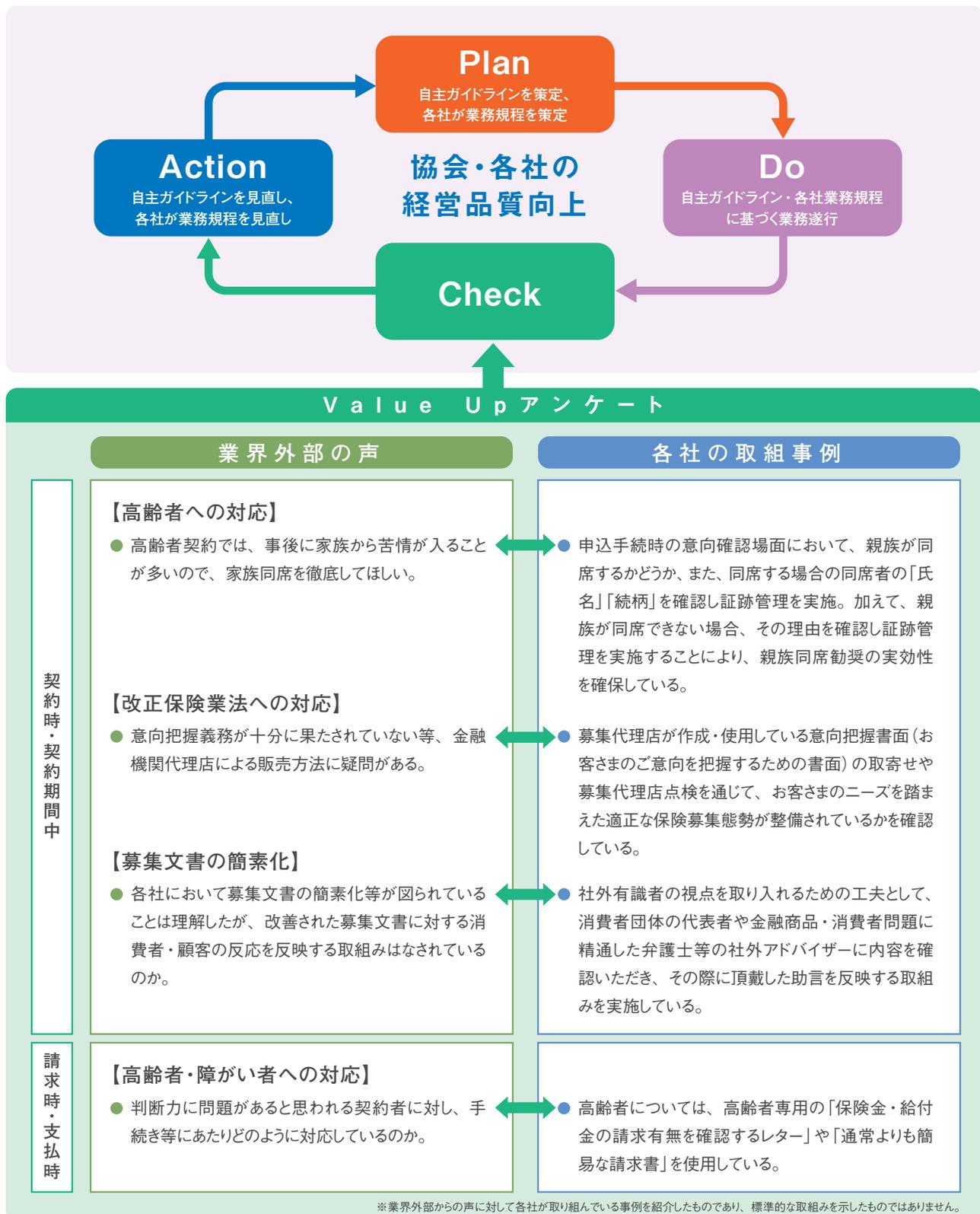
- 高齢者向けの生命保険サービスに関するガイドライン

生命保険各社の取組事例を収集し経営改善に反映

当協会では、自主ガイドラインを踏まえた生命保険各社の取組みについて、原則として年1回、「Value Upアンケート」を実施しています。消費者からの意見・要望などを踏まえた各社の対応を含め、お客さ

まサービスの向上を目指して行った取組事例などを収集・共有し、各社のPDCAの取組みを高度化させることで、経営への反映を一層促進しています。

自主ガイドラインのPDCAによる経営品質向上に向けた取組み



「せいほ意見交換会」の開催と 消費者関連団体への定期的訪問

当協会では、消費者の声を把握し、生命保険事業に対する正しい理解を促進することを目的に、生命保険文化センターと協力して「せいほ意見交換会」を開催しています。平成28年度は、全国で消費者行政・団体や報道関係者と計129回の意見交換会を開催し、多くのご意見をいただきました。また、日頃から消費者関連団体を定期的に訪問し、情報提供を行うとともに、生命保険事業や当協会の活動などに関するご意見をお聞きしています。



せいほ意見交換会



Message from

全国消費者団体連絡会



一般社団法人
全国消費者団体連絡会
前事務局長
この やすこ
河野 康子さん

暮らしの安心を支える 保険業界への期待

暮らしの安心の支えとなる保険は、少子高齢化など社会環境の変化に応じた多種多様な商品の提供や、インターネットも含め購入の場が広がるなど、消費者にとってより身近で頼りになる存在になっています。気負うことなく「いざという時への備え」ができることは、嬉しい限りです。また、学校や社会における保険教育の推進や熊本地震等災害で被災された方への迅速な対応など、社会的使命を体現される保険業界の姿勢と行動に対して、改めて敬意を表します。

一方、保険契約に不慣れな消費者はまだ多く、契約にあたって一通りの説明を受けても本当に理解できているかどうか、疑問が残るところです。平成26年5月の保険業法改正によって、保険募集の際の情報提供義務・意向把握義務などの基本的ルールや保険募集人に対する体制整備義務などが導入されました。適正な募集や資料の適正な表示等への対応は順当に進んでいると思いますが、今後は問い合わせや苦情などお客さまの声を丁寧に読み込んだり、消費生活相談の実態把握を重ねることで、対策の実効性を検証し、消費者の理解促進とサービス向上につなげてください。消費者の信頼できるパートナーであるべく、保険業界の消費者志向経営に心から期待しています。

積極的な意見・要望の表明

株式価値向上に向けた取組み

当協会では、昭和49年度より43年間にわたり、株主・投資家の立場から、株式価値向上に向けた取組みを調査しています。今年度の調査は、企業・投資家の関心が高い「取締役会評価」に焦点を当て、資本効率向上への取組みや対話の現状・課題

に関する調査項目を加えました。そして「コーポレート・ガバナンス」「持続的成長に向けた経営戦略」「対話」の観点から、企業及び投資家向けの要望を公表しています。本調査が中長期的な株式価値向上、株式市場の活性化につながることを期待しています。

▶ 企業向けの要望事項

コーポレート・ガバナンス	①取締役会評価の充実とその結果の開示 ②社外取締役の拡充
持続的成長に向けた経営戦略	③数値目標と事業戦略を伴う経営計画の公表 ④資本コストを踏まえたROEの目標設定と水準向上 ⑤経営ビジョンに則した事業ポートフォリオの見直し ⑥成長投資への手元資金の活用 ⑦中長期の平準的な水準として、配当性向30%以上
対話	⑧経営陣による対話内容の共有と対話への積極的な参加 ⑨対話要員の拡充
議決権行使	⑩投資家からの反対理由の分析も踏まえた議案内容の説明充実 ⑪検討時間確保のための環境改善

▶ 投資家向けの要望事項

対話	①中長期的視点での対話推進 ②対話要員の拡充
議決権行使	③企業の状況を踏まえた議決権行使と賛否判断理由の説明

生命保険事業の発展に向けた取組み

1 税制改正の要望

公的保障を補完する私的保障の役割が重要性を増すなか、持続可能な社会保障制度を確立するためには、国民自らが必要とする多様な生活保障の準備を支えることが重要です。当協会では、平成29年度税制改正において、生命保険料控除制度の拡充や企業年金保険制度の充実などを要望しました。今後も、国民一人ひとりの自助・自立のための環境整備等の観点から、必要な税制上の支援を求めてまいります。

2 国際的な保険監督基準・会計基準の策定に向けた意見

「保険監督者国際機構 (IAIS)」が現在策定を進めている国際的な保険監督基準、また「国際会計基準審議会 (IASB)」が平成29年5月に公表した保険契約に関する国際会計基準等に対し、日本の生命保険事業の特性が適切に反映されるよう、意見を表明してまいりました。事業環境に与える影響を踏まえ、今後も国際的な議論に積極的に参加し、生命保険業界の国際競争力強化に貢献してまいります。

3 国際保険協会連盟に参画

各国保険協会による情報連携・意見発信の強化を目的として、平成24年10月に「国際保険協会連盟 (GFIA)」が発足し、当協会も設立時からメンバーとして加盟しています。GFIAの活動に積極的に参画し、IAISなどの国際機関に対する保険業界の意見発信力を高めていくとともに、GFIAのさらなる発展に寄与してまいります。



GFIA総会(パラグアイ)

健全な 制度運営のために

お客さまからの信頼維持と、事業の健全な発達を目指し、
生命保険各社の適正な運営を支援しています。



暮らしと社会を支える生命保険

「相互扶助」の仕組みで さまざまな生活保障を提供

生命保険は大勢の人が公平に保険料を負担し合い、いざというときにお互いに給付を受けられる「助け合い」「相互扶助」の仕組みにより、さまざまな保障を提供しています。生命保険各社は死亡・高度障害保険金をはじめ、入院・手術給付金や年金などのお支払いを通じ、皆さまの生活に貢献しています。

▶ 保険金・給付金等の合計
(平成27年度実績)

年間約**21兆円** (1日あたり約**575億円**)

医療保障としての
入院・手術給付金など



死亡・高度障害
保険金など



老後保障としての
年金など



保険料の運用を通じて社会・経済活動を支援

生命保険各社の総資産は約370兆円で、世帯数で単純に割ると一世帯あたり約662万円になります(平成27年度実績)。各社は皆さまの保険料のご負担を軽減しつつ、確実に保険金等をお支払いするため

に、お預かりした大切な保険料を安全性・有利性に加え、社会性・公共性にも配慮しながら運用しています。また、当協会では、国内株式市場全体の活性化に向けた取組みも実施しています。

▶ 生命保険の仕組み(相互扶助の原理)

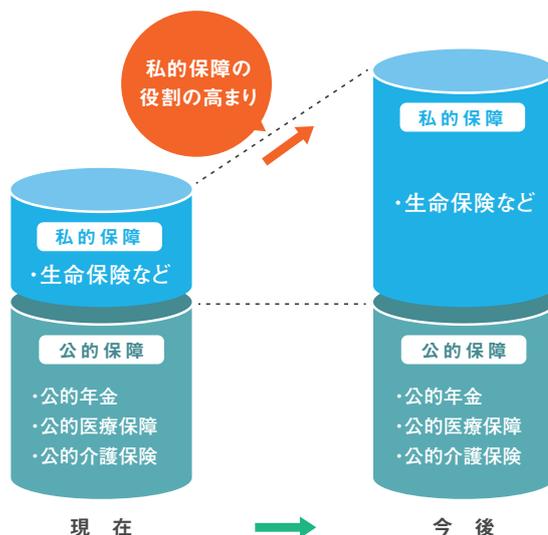


私的保障の役割の高まり

わが国では、急速に進行する少子高齢化を受け、持続可能な社会保障制度の構築に向けて、さまざまな改革や議論が行われています。当協会は、「公私二本柱の生活保障」という理念のもと、公的保障（公

的年金など）と、自助努力による私的保障（個人保険、企業保険など）とが補完し合って国民の生活を支えていく体制を構築することが大切であると考えます。

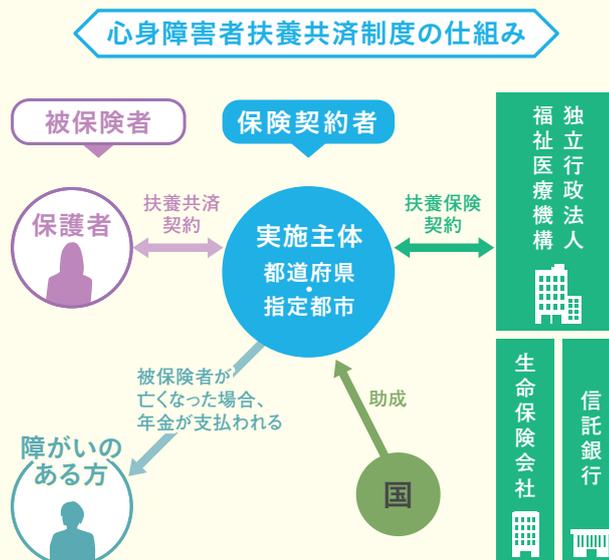
▶ 公私二本柱の生活保障



「心身障害者扶養共済制度」

保護者に「万が一」のことがあったとき
障がいのある方に終身年金を支給します

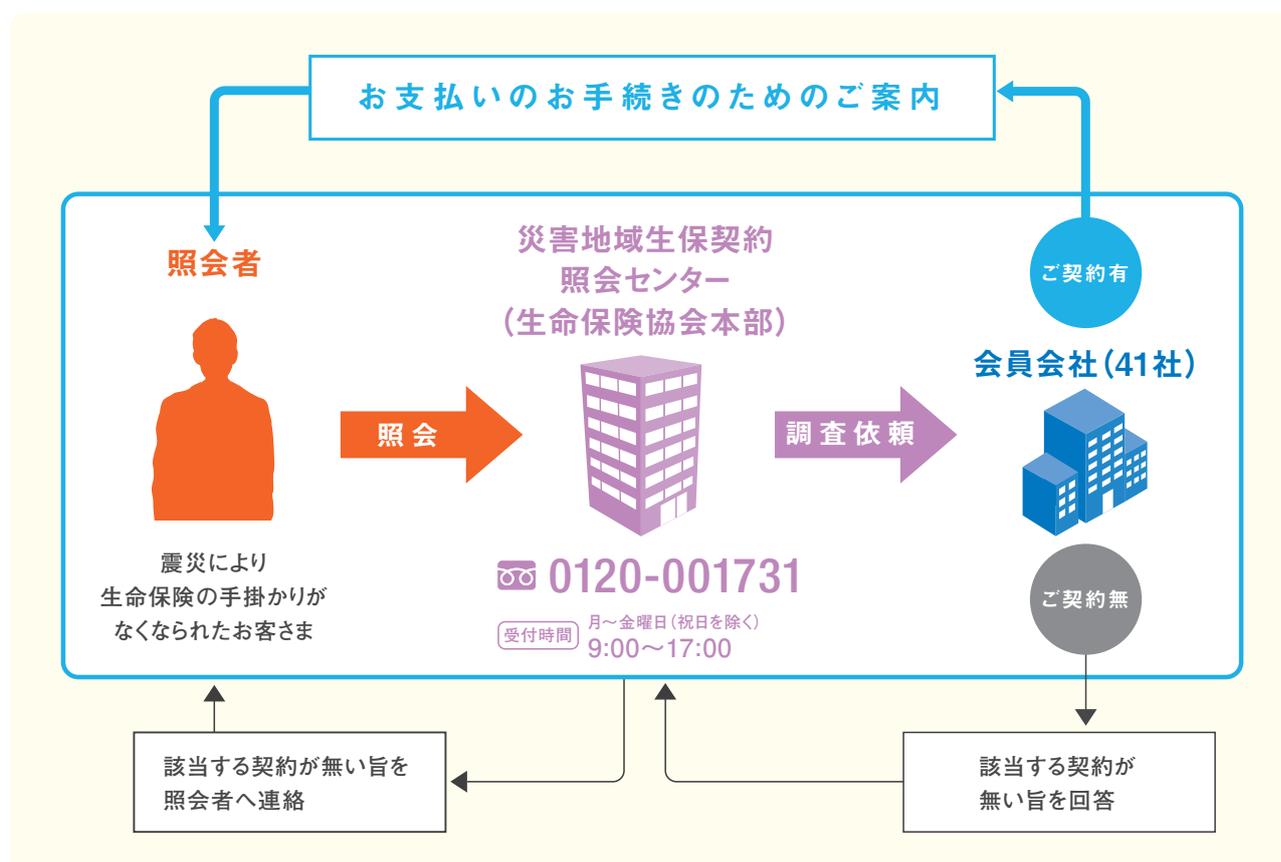
障がいのある方を扶養している保護者が、毎月掛金を納めることで、保護者に万が一（死亡・重度障害）のことがあったとき、障がいのある方に終身年金を支給する制度です。この制度は地方公共団体が実施しており、障がいのある方の生活の安定と福祉の増進、保護者が抱く将来の不安の軽減を図ることが目的です。生命保険会社10社が共同で保険契約を引き受けて運営に協力しており、平成28年度末の加入者数は45,239名です。



災害等の発生に備えた 態勢整備

当協会では、災害等の発生に備え、「大地震対策要綱」「新型インフルエンザ等対策要綱」を策定するなど、保険金のお支払いなど重要な業務を継続し、社会的責任を果たせるよう、対策を講じています。また、生命保険各社においても、東日本大震災への取組みを踏まえた事業継続計画（BCP）や事務・サービスの見直しに加え、平常時のお客さま対応についても一層の充実に向けて取り組んでいます。

▶ 災害地域生保契約照会制度の運営



健全な制度運営のために

平成28年熊本地震への対応

当協会では平成28年4月14日、熊本地震発生後直ちに「大地震対策本部」を設置し、基本方針として「被災された方に一刻も早くご安心いただけるよう最大限の配慮に基づいた対応を行うこと」「会員会社による被災された契約者等への対応を積極的に支援すること」を定め、各種

対応を実施しました。

また、生命保険各社では、被災されたお客さまのご契約について、「保険料払込猶予期間の延長」「保険金等の簡易迅速なお支払い」の特別取扱いを行い、「地震免責条項等に該当しない」こととしました。

苦情・紛争の解決支援

中立・公正な立場で 消費者の相談や苦情に対応

生命保険相談所（東京の生命保険相談室と各道府県51ヵ所の連絡所）では、専門知識を持った相談員が、中立・公正な立場で相談や苦情などをお受けしています。苦情の解決依頼の申出を受けた場合には、関係する生命保険会社に対して和解のあっせんなどを行い、早期解決を支援しています。



相談の様子

生命保険相談所の受付件数

(単位:件)

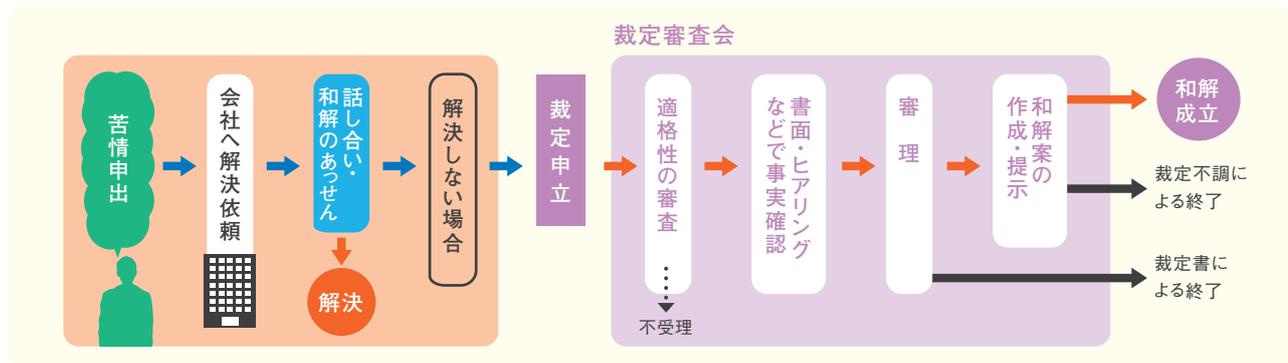
年 度	平成27年度	平成28年度
一般相談	6,064	4,667
苦 情	4,724	4,744
合 計	10,788	9,411

「裁定審査会」における紛争の適切な解決

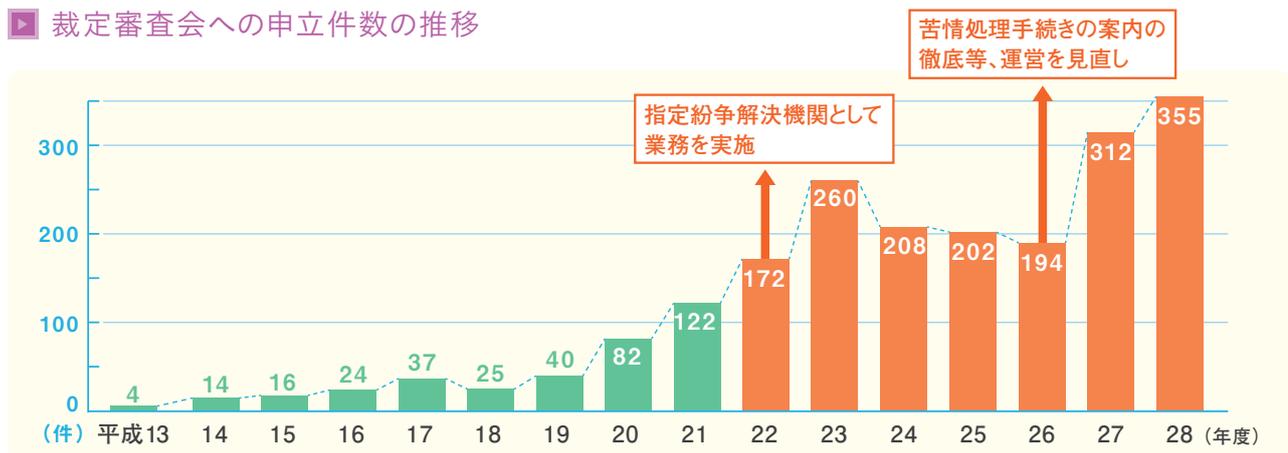
苦情申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても問題が解決しない場合、その申出の解決を図ることを目的に、生命保険相談所に「裁定審査会」を設けています。同会は現在、弁護士6名、消費生活相談員6名、

生命保険相談所の職員3名の計15名の委員で構成されています。原則として全件で事情聴取を行い、解決の糸口となる個別事情の把握に努め、積極的に和解提案をするなど、中立・公正な立場から紛争の適切な解決を図っています。

裁定審査会ご利用手続きの流れ



裁定審査会への申立件数の推移





「指定紛争解決機関」

中立・公正な立場で、裁判外の紛争解決を支援

「指定紛争解決機関」とは、中立・公正なADR機関（裁判外紛争解決機関）として、法令に基づき金融庁から指定を受けた機関をいいます。

当協会は、平成22年9月15日付で指定を取得しました。

「指定紛争解決機関」による手続きの主な特長

- ① 生命保険会社は手続きへの参加・協力が義務付けられています。
- ② 生命保険会社は裁定審査会の裁定結果を原則受諾することが義務付けられています。
- ③ 裁定審査会への申立を行う場合、お客さまの請求権にかかる消滅時効の進行が中断します。
- ④ 裁定審査会の手続きは、無料でご利用いただけます。

外部有識者による「裁定諮問委員会」の設置

生命保険相談所では、外部有識者の学者、弁護士、医師及び消費者団体の代表者からなる「裁定諮問委員会」を設けています。同委員会は、生命保険相談所長（生命保険協会長）からの諮問・相談に応じるとともに、相談所の業務や裁定審査会の運営が公正・円滑に行われるよう、必要に応じて勧告・提言を行っています。当協会では、同委員会が出された意見などを、当協会や生命保険各社の取組みに反映させる仕組みを構築しています。

お客さまの声を今後の経営改善に活用

生命保険業界では、当協会や生命保険各社で受け付けたお客さまの声を経営改善に活かす取組みを進めています。なお、お客さまに苦情内容の傾向や苦情に対する各社の取組みをご理解いただくため、当協会や各社のホームページで苦情の件数や内訳、保険金等の支払件数・支払非該当件数などに関する情報を開示しています。

相談や苦情対応についての情報提供

当協会では相談・苦情の受付状況をまとめた「相談所レポート」や「裁定概要集」を発行しています。また、年に4回、項目別の苦情件数や代表的な苦情などをまとめた「ボイス・レポート」（全社版・各社版）を作成・提供することで、苦情の再発防止・未然防止を図っています。さらに、生命保険各社の苦情件数をホームページで公表し、中立性・公正性・透明性の確保に努めています。

▶ ホームページでご覧になれる苦情情報等

苦情件数	当協会受付分	◎
	各社受付分	◎
苦情の内訳	当協会受付分	◎
	各社受付分	◎
苦情の主な事例		○
苦情等の対応状況（改善状況）		○
保険金等の支払件数・支払非該当件数		○
保険金等支払漏れなど		○

◎: 当協会HPで開示

○: 各社HPで開示(当協会HPからリンク)



Message from

裁定審査会



利用者に納得感のある運営を心掛けています

裁定審査会事務局
ほしもと しんや
橋本 慎也

日々の業務を通じて、中立・公正な立場から紛争解決を行う裁定審査会の機能に対する、多くの方の期待を実感しています。結果的に和解に至らないこともありますが、個々の事情を丁寧に把握し、利用者に納得感のある運営ができるよう、心掛けています。

コンプライアンスの向上と人材育成

営業職員や代理店のために教育制度を運営

営業職員や代理店が生命保険の販売を行うためには、法令上、主務官庁に生命保険募集人の登録を行う必要があります。当協会では、登録のために必要とされる知識や資質・能力を確認するための「一般課程試験」を運営しています。

また、より高いレベルでお客様のニーズに対応できるように「専門課程試験」「応用課程試験」「生命保険大学課程試験」を、変額保険・変額年金保険の販売に必要とされる知識を修得するために「変額保険販売資格試験」を運営しています。当協会では、毎年テキストなどの見直しを行い、教育内容の充実を図っています。

生命保険募集人の継続教育制度を実施

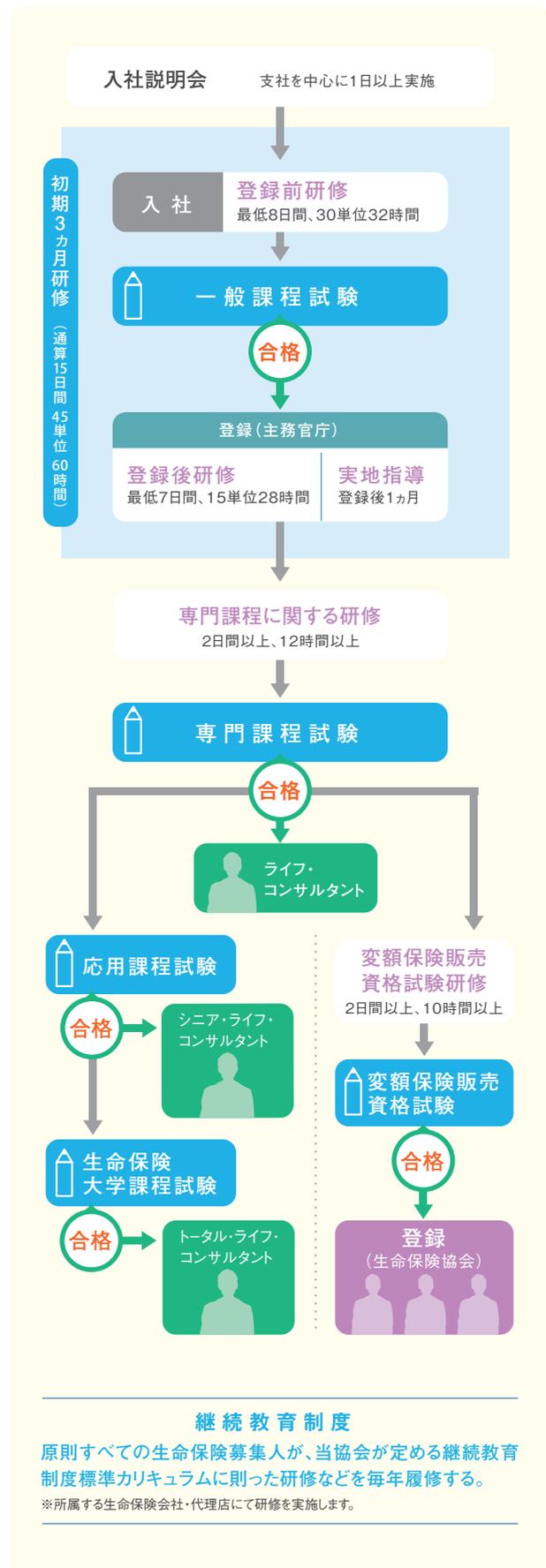
生命保険募集人がお客さま重視・法令等遵守の視点を持ち続けて募集活動を行うため、毎年、原則としてすべての生命保険募集人に対して継続的に教育する仕組み（継続教育制度）を構築しています。

また、標準カリキュラムのフォローアップを毎年行い、継続教育の充実を図っています。

継続教育制度標準カリキュラム

- ① コンプライアンス
- ② 法令上の禁止行為
- ③ 適正な保険募集のために必要な知識
- ④ 保険金等の支払い等アフターサービス
- ⑤ 保険代理店による保険募集に関するルール
- ⑥ 銀行等による保険募集に関するルール

業界共通教育制度の体系図



各教育制度の目的、修得内容、合格者数(平成28年度)

試験	目的	主な修得内容	合格者数
一般課程	営業職員や代理店に求められる生命保険の基礎知識を修得すること	▶ 募集時などにおけるコンプライアンス ▶ 保全・アフターサービスの重要性 など	142,985名
専門課程	一般課程で得た基礎知識をもとに、さらに高水準の保険販売に関する専門知識・周辺知識を修得すること	▶ 隣接業界の知識 ▶ 社会保障制度・企業保障制度 など	77,511名
応用課程	応用力・実践力を養成し、ファイナンシャル・プランニング・サービスに必要な全般的知識を修得すること	▶ 税の種類と計算 ▶ 公的年金制度 など	28,040名
生命保険大学課程	業界共通教育体系の最高位に位置する課程で、生命保険や関連知識を専門的なレベルで修得すること	▶ ファイナンシャル・プランニング ▶ 個人保険・企業保険商品研究 など	38,195名
変額保険販売資格	変額商品の特徴や仕組みなどの知識を修得すること	▶ 変額保険の種類と仕組み ▶ 募集上の禁止・留意事項 など	50,789名

適切に業務を行うための取組みを促進



支払担当部門の 人材育成

生命保険各社の支払担当者の業務能力の維持・向上を図るため、「生命保険支払専門士試験」を運営しています。平成28年度の合格者は2,474名でした。



生命保険 面接士制度の運営

ご契約の申込時には、告知や医師の診査などにより健康状態を確認します。その手段のひとつに、生命保険面接士と面接する方法があります。当協会では、この生命保険面接士の認定試験を運営しています。平成28年度の合格者は1,587名でした。



研修会の実施

法令や自主ガイドラインを踏まえた適切な業務運営のために、生命保険各社の職員を対象に各種研修会を開催しています。また、業界のコンプライアンス向上への取組みの周知徹底を図っています。

健全な制度運営のために



Message from

生命保険協会



業務教育部業務教育グループ
わかばやし ゆきこ
若林 幸子

生命保険募集人の スキルアップを支えます

業務教育グループでは業界共通教育各課程試験の運営を担当しており、テキストや試験問題の作成、受験申込から結果発表までのシステム管理、試験の運営などを全国の地方協会と連携しながら行っています。営業職員や代理店の募集人のスキルアップを通じ、お客さまの多様なニーズにお応えできるよう、縁の下の力持ちでありたいと日々努めています。

健全性・公平性確保のための取組み

生命保険の悪用を防ぐための取組み

生命保険は、不当に利益を得るために悪用されることがあります（これを「モラルリスク」と呼んでいます）。モラルリスクを防止するため、当協会では、さまざまな制度を設けています。また、犯罪死の見逃し防止のための警察による生命保険加入状況調査に協力しています。

さらに、社会問題となっている特殊詐欺に対しては、お客さまが被害にあわないよう注意を促すポスターを、警察庁や金融庁と協力して作成するとともに、全国の地方協会では注意喚起チラシの配布活動などを行っています。



特殊詐欺防止チラシ

反社会的勢力への対応について

当協会は、「行動規範」などにおいて、反社会的勢力との関係遮断を宣言しています。また、反社会的勢力及びその関係者との保険契約の解消に向けて、保険約款への暴力団排除条項の導入の後押しや反社会的勢力に関する業界データベースの構築、他団体との意見交換などの対応を行っています。

「モラルリスク」を防ぐための制度

契約内容登録制度

複数の生命保険会社にまたがり、短期間に集中して契約し不正に保険金等を受け取ることを防止するため、契約内容を当協会の「登録センター」に登録し、ご契約の引き受けや保険金等のお支払いの判断の参考にしています。

支払査定時照会制度

保険金等のご請求があった場合、生命保険会社同士が必要に応じて、保険契約の内容について情報交換を行い、保険金等のお支払いの際に判断の参考にしています。

生保警察連絡協議会の運営

生命保険を不正に利用する犯罪を防止するため、警察庁と連絡会議を開催しています。また、全国54の地方協会と都道府県警察本部との間で「生保警察連絡協議会」を設置し、暴力団情勢の現状と対策やモラルリスク防止策、特殊詐欺などについて、情報交換を積極的に行っています。

マネー・ローンダリングに関する対策

マネー・ローンダリングとは、犯罪などで得た資金をあたかも正当な取引で得た資金に見せかけるために、その出所を偽装したり、隠したりすることです。当協会では、マネー・ローンダリングなどの対策について、生命保険各社の理解を深めることを目的としたハンドブックやQ&A、お客さまへ向けた店頭掲示用ポスターの作成などを行っています。

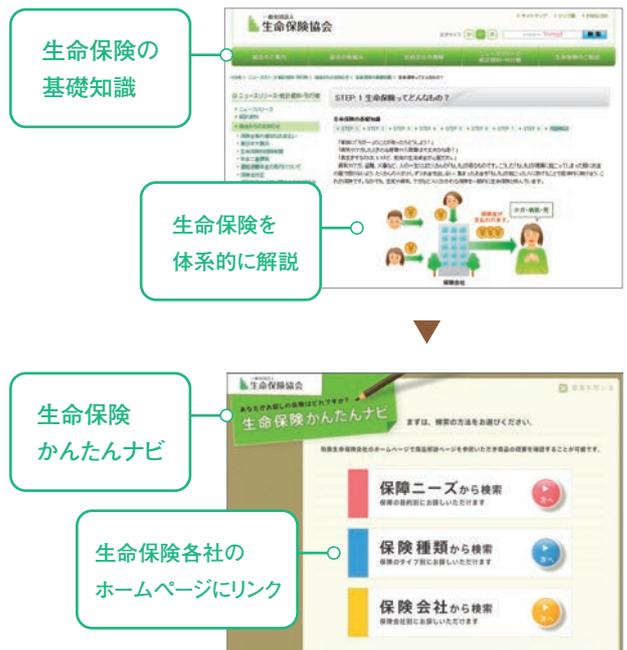
わかりやすい情報発信

ホームページで 生命保険の基礎知識を解説

当協会ホームページ内の「生命保険の基礎知識」では、生命保険について知っておくと便利な基礎知識を解説しています。また、「生命保険かんたんナビ」では、生命保険各社の生命保険商品に関する情報を手軽に入手できます。

生命保険協会ホームページ

www.seiho.or.jp



経営内容の開示基準の 見直しとさらなる向上へ

生命保険各社のディスクロージャー（経営内容の開示）は、法令によって開示項目が定められています。当協会では、お客さまや投資家の利便性の観点から、自主的に開示すべきと判断した項目を加えた業界統一のディスクロージャー開示基準を定めており、毎年見直しを行うことにより、情報開示のさらなる向上に努めています。

財務諸表などを説明した 「虎の巻」の作成

生命保険各社の財務諸表などをわかりやすく説明した「生命保険会社のディスクロージャー～虎の巻」を作成し、当協会のホームページにおいても掲載しています。



「生命保険事業概況」 などの統計資料の公表

生命保険各社の主要業績を、毎月、四半期、上半期及び年度ごとにまとめた業界全体の事業概況を、当協会のホームページで公表しています。また、主な業績の動向を簡潔にまとめた「生命保険の動向」や、業績などの詳細な統計資料として「生命保険事業概況」を作成し、提供しています。

生命保険各社の ディスクロージャー誌を提供

生命保険各社のディスクロージャー誌を、当協会の本部及び地方協会に備え付けるとともに、当協会のホームページにおいても各社の決算発表資料、上半期情報及び四半期情報を掲載しています。

社会に 貢献するために

健康や介護、女性活躍などをテーマとした助成活動や、
住み良い社会環境づくりに取り組んでいます。



「社会貢献活動3ヵ年計画」に基づく取組み

子育てと仕事の両立支援に 対する助成活動

待機児童問題が女性の活躍・社会進出の妨げとなっており、官民が一体となって、保育の充実や働きながら安心して子育てできる環境を整備していくことが求められています。

当協会では、平成26年度より保育所または放課後児童クラブの受け皿拡大や質の向上の取組みに対する助成活動を展開し、子育てと仕事を両立できる環境の整備に貢献しています。



助成決定書の授与(宮崎県協会)



助成決定書の授与(沖縄県協会)

活動概要



助成対象

- 1 保育所設置にかかる初期費用
- 2 休日・夜間保育事業、延長保育事業等に
必要な設備の整備、備品の購入等にかかる費用
- 3 放課後児童クラブの受け皿拡大や質の向上に
必要な設備の整備、備品の購入等にかかる費用



平成28年度実績

応募総数 337施設 助成金総額 2,100万円

助成決定数 83施設

Message from

特定非営利活動法人 ゆりかごネット(ほんわかホーム)

子どもたちに合った机と椅子を購入、落ち着いて食事ができるように



新しい机と椅子で
ご飯を食べる子どもたち

認可外保育施設だった「ほんわかホーム」は平成28年4月から、地域型保育事業に基づく小規模保育施設として運営を開始しました。保育対象児が0～2歳と低年齢化したため、従来使用していた机と椅子では、現在保育を行っている子どもたちには大きく、足が床に届かなかったり、椅子から落下する危険がありました。小規模保育施設では、子どもたちと保育職員がしっかりと向き合う「安心・安全」な机と椅子が不可欠です。今回いただいた助成金で子どもたちの身体に合った机と椅子を購入したことにより、落ち着いて食事ができるようになりました。子どもたちは、新しい机と椅子に大喜びです。

介護福祉士養成給付型奨学金制度

超高齢社会における介護の担い手として、介護福祉士には大きな期待がされています。

当協会では、平成元年の介護福祉士養成施設の開校と同時に「介護福祉士養成給付型奨学金制度」を実施しており、平成28年度までに全国で4,630名の学生に奨学金を支給しています。卒業後は多くの方が特別養護老人ホームや介護老人保健施設等の介護福祉の第一線で活躍しています。



奨学生記念撮影(愛媛県協会)



奨学生記念撮影(福岡県協会)



制度概要

奨学金の額

- ▶月額2万円(年間24万円)を支給
- ▶原則返還義務なし

支給期間

- ▶1年間

平成28年度奨学生数

- ▶197名(累計4,630名)



Message from

平成28年度奨学生



長崎情報ビジネス専門学校
介護福祉科卒業
まつざき りお
松崎 里緒さん

学校で学んだ技術を現場で活かし 人間的にもっと成長していきたい

私は専門学校に入学後、介護の基礎的な知識や技術等について身体・心理両面から学んできました。戸惑うこともありましたが、クラスメートと介護技術の練習を行ったり、先生方に質問することで理解につながり、介護の奥深さを感じ、興味が深まりました。また、実習では身体介護やケアプランの作成・実施等を行い、利用者と深く関わることの重要性を実感しました。専門学校で学んだ知識や技術を実際の現場で活かし、技術だけでなく人間的にも成長していきたいと考えています。

新しい取組み

保育士養成給付型奨学金制度

待機児童解消に向け、保育の受け皿拡大・整備が進められているなか、保育人材の確保についても重点課題となっています。

当協会では、平成29年度より「保育士養成給付型奨学金制度」を新設し、保育の専門職として活躍を期待される保育士を目指して勉学中の学生に対する奨学金の支給を行っていきます。



制度概要

奨学金の額

- ▶月額2万円(年間24万円)を支給
- ▶原則返還義務なし

支給期間

- ▶1年間

読み聞かせによる “家族のきずな”推進活動

当協会では、平成20年度から家族のきずなを深めるきっかけを作るために、「読み聞かせによる“家族のきずな”推進活動」に取り組んでいます。

平成20年度から平成22年度の3年間は「家族のきずな」をテーマに、オリジナル絵本作品のコンテストを開催しました。平成23年度からは、読み手を育成する講習会を開催するとともに、読み聞かせ会の開催を呼びかけ、家族で過ごす時間と場そのものを提供する一助としております。

活動実績

平成28年度読み聞かせ講習会開催数

全国各地 全33カ所

平成28年度参加者数

3,431名(平成23年からの累計15,304名)



読み聞かせに関する講習会(講師:いとうひろし先生)

Message from

読み聞かせ講習会の参加者



読み聞かせ会の様子

- ・普段から選書のテーマや季節感を意識しているつもりでしたが、さらに詳しく知ることができました。講師からの「本に関わる人は幸せの配達人」という言葉で、今後、さらなる努力をしていきたいという気持ちがありました。
- ・講師のお話は、テンポが良く、読み聞かせ会の組み立て方など、とても勉強になりました。グループワークでは初めて出会った本がたくさんあり、他の方々の絵本との関わりや活動も垣間見れて楽しかったです。
- ・講座では、理論だけでなく、実演があることでとてもわかりやすかったです。絵本の紹介や販売も、自宅から書店が遠い私にとっては、とても参考になるものばかりでした。

健康増進啓発活動

当協会では、国民の健康寿命の延伸に向けた啓発活動を積極的に推進するため、平成26年度より「健康増進啓発プロジェクト」を展開しています。

平成28年度は、全国4カ所のウォーキングイベントに協賛し、イベント会場内のブースで、骨の健康度の無料測定や健康づくりに役立つ情報冊子の配布などを行い、参加者の健康増進に対する意識の向上に取り組みました。

平成28年度協賛イベント

北九州無法松ツデーマーチ

参加者数10,086名

うらそえツデーマーチ

参加者数10,509名

瀬戸内倉敷ツデーマーチ

参加者数11,720名

ウォーキングフェスタ東京ツデーマーチ

参加者数7,540名



イベントの様子



骨の健康度測定

元気シニア応援団体に対する助成活動

高齢期においても、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を実現して、長寿を全うできるよう、生涯にわたる健康づくりの重要性が増しています。

当協会では、平成26年度より高齢者の健康管理・増進、自立支援、生きがいづくり等の活動を行っている民間非営利の団体・グループ等に対して活動資金を助成しています。



助成決定書の授与(千葉県協会)



助成決定書の授与(佐賀県協会)

活動概要



助成対象

日本国内において、高齢者を対象にした健康管理・増進、自立支援、生きがいづくり等の活動を行っている民間非営利の団体・ボランティアグループ・NPO法人等



平成28年度実績

応募総数 260団体

助成金総額 500万円

助成決定数 52団体



Message from

特定非営利活動法人 ニコニコ共和国



「一芸道場」活動の様子

「一芸道場」で地域の高齢者に生きがいを

特定非営利活動法人ニコニコ共和国は、防犯活動を目的に地域住民の有志で設立しました。高齢者の居場所づくりにも力を入れ、平成25年から交流サロン「スマイルカフェ」を開始しています。今回いただいた助成金をもとに新たに開始するのは、特技を持った地域の高齢者が指導者になって、高齢者の楽しみを創り出す「一芸道場」です。住み慣れた町に長く住み続けるためには居場所づくりが必要だと感じており、指導者になる方も参加者の方も、一芸道場によって生きがいや楽しみを見つけることができればと思います。

生命保険協会留学生給付型奨学金

国際貢献と人材交流のさらなる充実のため、東南アジア・東アジアから日本へ学びに来る私費留学生に、返還義務のない給付型奨学金(セイホスカラーシップ)の支給を行っています。



採用奨学生報告会記念撮影



制度概要

奨学金の額

- ▶月額10万円(年間120万円)を支給
- ▶原則返還義務なし

支給期間

- ▶2年間

平成28年度奨学生数

- ▶8名(累計363名)

地方CR活動

各都道府県には、各地域における生命保険事業の健全な発展を目的に活動する、生命保険各社の支社などで構成された54の地方協会があります。各地方協会では、各社の職員が協力しあって、それぞれの地域の特色を活かした地方CR (Community Relations: 地域社会との良好な関係づくり) 活動を自主的に計画・実施し、住み良い社会環境づくりに貢献しています。

活動内容

- 1 募金活動
- 2 福祉巡回車の寄贈
- 3 献血活動
- 4 障がい者支援の取組み など



福祉巡回車の寄贈(石川県協会)



福祉巡回車の寄贈(京都府協会)



献血活動(高知県協会)



絵本寄贈(岩手県協会)



障がい者支援(島根県協会)



障がい者支援(栃木県協会)

平成28年熊本地震の被災地への支援

当協会は、被災された方々の状況やご要望を踏まえた各種取組みを展開し、震災からの復興や被災された方の生活再建に向け、業界一丸となって取り組んでおります。その中のひとつの取組みとして、生命保険各社の職員等に呼びかけ、集まった募金434万円をもとに、仮設住宅やみなし仮設住宅の巡回訪問のため軽自動車を購入し、被害の大きかった4地域の社会福祉協議会に寄贈しました。さらに地震により損失した図書を購入し、熊本市内の図書館に寄贈しております。



図書寄贈の様子

環境問題への取組み

数値目標を設定し 環境問題への取組みを推進

生命保険業界では、「生命保険業界の環境問題における行動指針」「生命保険業界の低炭素社会実行計画」の策定、数値目標の設定及び生命保険各社の取組状況の共有化を通じ、環境問題に取り組んでいます。特に、「低炭素社会実行計画」に基

づき2020年度までの目標及び2020年度から2030年度までの目標を設定し、積極的な取組みを推進しています。また各社における取組みをより一層推進させるため、毎年実績のフォローアップを行っています。

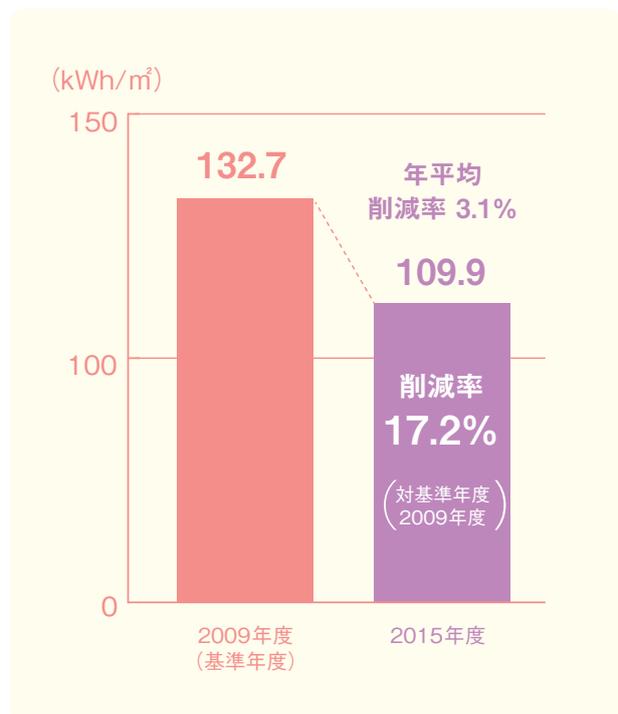
2020年度までの目標

2020年度の会社全体における床面積あたりの電力消費量を2009年度比で年平均1%削減することを目指す。

2030年度までの目標

2020年度から2030年度までの間、会社全体における床面積あたりの平均電力消費量が、2020年度までの目標をさらに下回る水準になることを目指す。

床面積あたり電力消費量



各社の取組事例

事業を通じた取組み

- 環境配慮型投資用ビルへの改修
- 環境問題に取り組む企業・個人への優遇金利制度の導入
- 環境配慮型債券への投資
- 保険加入書類・保険約款のペーパーレス化

オフィス環境整備

- 省エネ機器の導入など、節電への取組みの促進
- エネルギー利用効率の向上に向けた取組み

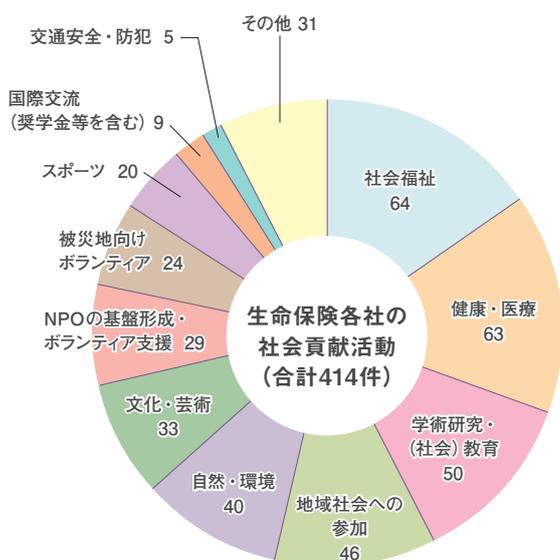
その他の取組み

- 子ども向け環境教室の実施
- 顧客への情報提供



里山保全活動

生命保険各社の社会貢献活動



※複数分野にまたがる活動については、重複して計上されているものがあります。
 ※独自の財団や各種事業団(福祉事業団、厚生事業団など)、基金の設立などによるものを含むほか、一部にグループ企業全体としての取組みも計上されています。

学術研究・(社会)教育

- 各種研究助成金の提供、奨学金事業の運営
- 高齢社会全般に関わる研究への支援・参画
- 学生向けの金融教育
- 保険に関する学校教材の制作・寄贈



大学に寄附講座を開設

地域社会への参加

- 駅前や地区の清掃、地域施設の花壇づくり・植樹
- 地域で行われるボランティア活動などへの参加・支援
- 認知症セミナーの開催及び認知症サポーターの養成
- 地域の子ども・高齢者の見守り活動

社会福祉

- 子育て支援団体の表彰制度、育児をテーマとするイベントの開催
- 障がいのある方への支援(自立支援を目的とした生産品の購入、製作活動の支援、寄付、募金活動)
- 学童保育へのプログラム提供
- 児童養護施設・特別支援学校の子どもたちや高齢者及び障がいのある方への音楽鑑賞、スポーツ活動などの機会の提供

自然・環境

- 環境保護団体への寄付、植樹及び森林保全活動の実施、環境絵画コンクールへの協賛
- エコキャップを回収し、途上国へワクチンを寄付
- 「ご契約のしおり・約款」Web版の提供に伴う寄付



河川敷の清掃

健康・医療

- がん・難病の患者に対する支援活動
- 先進的な専門医療の研究・提供
- 生活習慣病やがん、各種難病などに関する研究及び研究支援
- 献血、各種ドナー登録、募金活動、健康やがん早期発見などに関する情報提供・啓発活動



社内での献血活動

文化・芸術

- ホール・美術館の運営・支援、美術展・コンサートなどの開催・協賛、障がい者や子どもたちの招待
- 絵画コンクールの開催、舞台技術者の表彰、地域伝統文化の支援、若手作家の育成支援



チャリティコンサートの開催

NPOの基盤形成・ボランティア支援

- NPO団体などへ寄付・支援
- 職員によるボランティア活動への参加
- 青少年や高齢者を支援する団体への助成・表彰



NPO法人のセミナーを支援

国際交流

- 奨学金制度の運営
- 生命保険事業に関する海外でのセミナーの開催
- 海外の児童ヘランドセルや図書・学用品などを寄付



途上国での学校支援活動

被災地向けボランティア

- 復興支援活動
- 被災地の物産品の販売協力、販売会の開催
- 被災地のボランティア活動、募金活動

交通安全・防犯

- 全国新入学児童を対象に、交通事故傷害保険付の「黄色いワッペン」を贈呈
- 振り込め詐欺被害防止に向けた啓発活動
- 青少年健全育成活動を行う団体に対し、顕彰助成



「黄色いワッペン」の贈呈

スポーツ

- 子どもを対象としたスポーツ教室の開催
- 障がい者スポーツ大会への協賛・支援



小学生テニス選手権大会

その他

- 書き損じはがき、使用済み切手、ペットボトルキャップ、プルタブ・アルミ缶などを収集し、物品を寄贈
- 待機児童解消に向け、保有不動産へ保育所・学童を誘致する取組みを実施

生命保険ファイナンシャルアドバイザー協会(JAIFA)の取組み

公益社団法人 生命保険ファイナンシャルアドバイザー協会(JAIFA)は、生命保険募集人が会社という枠組みを越えて集まり、相互に研鑽し合うために生まれた団体です(平成28年度の会員数は、36,449名)。JAIFAでは、さまざまな社会貢献活動に取り組んでいます。



熊本大分地震からの復興への願いを込めて「元気大分プロジェクト」を開催(平成29年1月28日)

- 愛のドリーム募金(会員が1日10円ずつ募金をし、その基金(累積総額4億7,745万円)をもとに福祉巡回車をこれまでに415台、車イス、家電製品など寄贈)
- 東日本大震災に対する義援金・救援物資活動
- ハートフルファンデーション(基金)事業
- エコ&社会貢献をつなぐ活動支援
- スペシャルオリンピックス日本への支援
- 特別養護老人ホームへの訪問(慰問・清掃活動など)
- タオル10,000枚運動(高齢者施設への寄贈)
- 使用済み眼鏡、切手・プリペイドカードの回収、盲導犬協会への支援、清掃奉仕活動など

生命保険文化センターの取組み

公益財団法人 生命保険文化センターは、「生命保険に関する公正な総合情報センター」として設立された機関です。消費者の生命保険に対するニーズを的確に把握し、それに応じた公正な情報を中立の立場から提供しています。

生活設計や生命保険に関する情報を発信

生命保険のご契約時やご請求時に知っておいていただきたいことのほか、生活設計や生活保障、社会保障制度や税金などに関する最新の情報を、ホームページ (<http://www.jili.or.jp/>) や冊子、メールマガジンを通じて提供しています。

生命保険の契約にあたっての手引

「生命保険の契約にあたってのポイント」「生命保険商品の選び方」「保障内容の見直し方法と留意点」などを解説。



保険金・給付金の請求から受取りまでの手引

「請求から受取りまでの流れ」「保険金・給付金の内容や受取れる場合・受取れない場合」「請求もれが生じやすい場合」などを解説。



「ほけんのキホン」

生命保険の仕組みや活用方法を基礎から解説。
※簡易版「ほけんのキホンfor Beginners」を成人式などで配布（合計27.6万部）。



「医療保障ガイド」

病気やケガで入院や手術をした場合の自己負担の仕組みと、それに備える生命保険の活用方法を解説。



「ねんきんガイド」

公的年金制度と個人年金保険の仕組みを、事例や図表を交えてわかりやすく解説。



「遺族保障ガイド」

万一の場合の保障として公的保障・企業保障、個人で準備する生命保険の仕組みや活用方法を解説。



「知っておきたい生命保険と税金の知識」

生命保険に関する税金についてぜひ知っておきたい事柄をまとめた小冊子。ケーススタディで税金の種類・計算方法をわかりやすく解説。



小冊子の
申込について
のお問い合わせ

Tel. 0570(062)862

(土・日・祝日・年末年始を除く)

※冊子は有料です。

※「生命保険の契約にあたっての手引」「保険金・給付金の請求から受取りまでの手引」「ほけんのキホン」「遺族保障ガイド」は、生命保険文化センターのHPでご覧になれます。

消費者向け啓発講座などへ講師を派遣

全国各地の消費者行政機関や企業・官公庁などからの要請に応じて、生命保険の上手な活用方法や生活設計、年金・医療などをテーマとした学習会、研修会などに無料で講師を派遣しています（平成28年度講師派遣回数：159回、受講者数：6,041名）。

講師派遣、
副教材などの
お問い合わせ

Tel. 03(5220)8517

【生活情報室】（土・日・祝日・年末年始を除く）

※講師派遣に関する経費は無料です。

消費者関連団体との連携の強化

各地の消費生活センターなどで相談対応をされている相談員を対象に、生命保険に関する基礎的な勉強会を開催しています。また、生命保険協会と共催で開催する「生命保険意見交換会」（平成28年度開催：全国54地域）などを通じて消費者行政機関・相談員の方々と意見交換を行い、連携の強化を図っています。相談員の方向けに、「生命保険・相談マニュアル」を無償提供しています。

生活設計や生活保障に関する教育の支援

① 学生・生徒向け生命保険実学講座の開催

大学生・高校生などに、生命保険や生活設計の基礎知識を学んでいただくため、生命保険実学講座を開催しています（平成28年度開催回数：421回、受講者数：25,037名）。

② 高等学校家庭科教師向けセミナーの開催

高等学校の家庭科教師を対象に、生活保障などをテーマとした夏季セミナーを開催しています。

③ 高等学校家庭科向け新教材の提供

平成29年4月より、高等学校家庭科の授業において活用できるパワーポイントスライドと生徒用ワークシートの50分授業セット「生活設計とリスクへの備え」、生活設計に使えるワーク&データ集「君とみらいとライフプラン」の提供を開始しました。

▶ 平成28年度学校向け副教材の提供実績

副教材を作成し、学校に無償提供を行っています。

副教材名	提供部数
生活設計とリスク管理(大学生向け)	13,514部
生き生きTOMORROW(高校生向け)	17,937部
生命保険って何だろう?(中学生向け)	50,095部

全国の中学生を対象に作文コンクールを実施

全国の中学生を対象に昭和38年から「わたしたちのくらしと生命保険」をテーマとした作文コンクールを毎年実施しています。平成28年度（第54回）は、全国968校から27,425編の応募がありました。



表彰式

生命保険に関する相談に対応

消費者からの生命保険・生活設計などに関する一般相談に、公正・中立な立場からわかりやすくお答えしています。

相談受付 **Tel. 03(5220)8520**
受付時間／9:30～16:00
(土・日・祝日・年末年始を除く)
※ご相談は、電話・来訪(要予約)にて承っています。

生命保険に関する学術の振興

保険学・保険法の学者を中心とした、生命保険に関する研究会の運営、大学研究者への研究助成、学術出版物の刊行などを行っています。

生活保障準備に関する実態・意識を時系列で調査

私たちの生活保障準備に関する実態（生命保険の加入状況など）や意識（どのような保障に重点を置かなど）を3年ごとに全国レベルで時系列にて調査・研究し、公表しています。調査データは、研究者・マスコミなどにおいて幅広く活用されています。

〈生命保険に関する全国実態調査〉

（平成27年12月発行）

一般家庭の生命保険加入状況を中心に、老後生活や万一の場合などの生活保障に対する考え方を調査しています。

〈生活保障に関する調査〉

（平成28年12月発行）

生活設計や生活保障に対する意識をはじめ、生活保障に対する準備状況について調査しています。

生命保険協会の概要

目的と事業

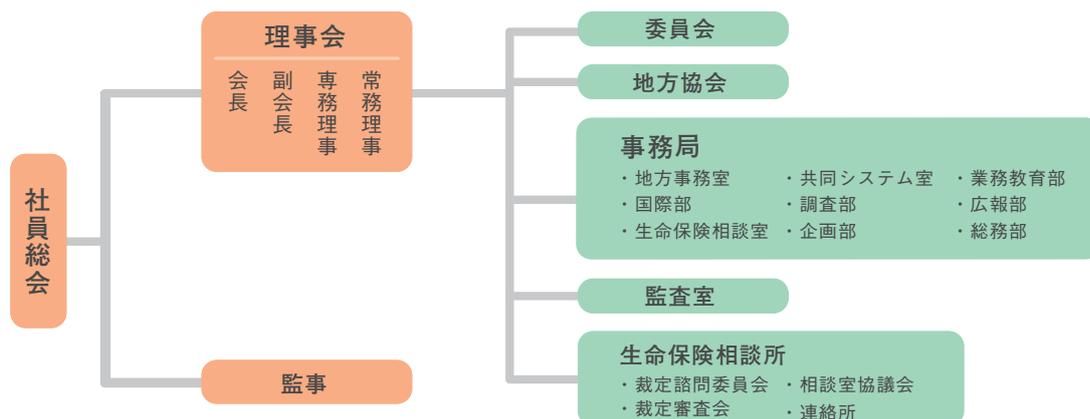
わが国における生命保険業の健全な発達および信頼性の維持を図り、もって国民生活の向上に寄与することを目的として、次の事業を行っています。

- ① 生命保険事業に関する情報提供及び理解促進に関する事業
- ② 生命保険に関する相談、苦情対応及び紛争解決に関する事業
- ③ 生命保険事業の適切な運営を確保するための制度及び施策に関する事業
- ④ 社員会社等の職員に対する教育及び研修に関する事業
- ⑤ 生命保険の理論及び実務等に関する調査研究に関する事業
- ⑥ 関係官庁、関係機関その他に対する意見の表明等に関する事業
- ⑦ 社会的責任を遂行するための事業
- ⑧ その他本協会の目的を達成するため必要と認められた事業

沿革

- 〔 明治31年 生命保険会社談話会を設立
明治38年 談話会を生命保険会社協会に発展的に改組
明治41年 生命保険会社協会、社団法人として認可を得て発足
昭和17年 生命保険統制会を設立し、生命保険会社協会を生命保険集会所と改称、業務の大部分を生命保険統制会に移管
昭和20年 生命保険統制会を解散、生命保険中央会を設立して管掌事務を移管。生命保険集会所の名称を生命保険協会と改めて再発足し、生命保険中央会からの事務を承継
平成20年 生命保険協会創立100周年（12月）
平成26年 一般社団法人へ移行（4月） 〕

組織図



加盟会社一覧（平成29年6月現在）

- ・ アクサ生命保険株式会社
- ・ アクサダイレクト生命保険株式会社
- ・ 朝日生命保険相互会社
- ・ アフラック
- ・ アリアンツ生命保険株式会社
- ・ AIG富士生命保険株式会社
- ・ SBI生命保険株式会社
- ・ エヌエヌ生命保険株式会社
- ・ オリックス生命保険株式会社
- ・ カーディフ・アシュアランス・ヴィ
- ・ 株式会社かんぽ生命保険
- ・ クレディ・アグリコル生命保険株式会社
- ・ ジブラルタ生命保険株式会社
- ・ 住友生命保険相互会社
- ・ ソニー生命保険株式会社
- ・ ソニーライフ・エイゴン生命保険株式会社
- ・ 損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社
- ・ 第一生命保険株式会社
- ・ 第一フロンティア生命保険株式会社
- ・ 大同生命保険株式会社
- ・ 太陽生命保険株式会社
- ・ チューリッヒ・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド
- ・ T&Dフィナンシャル生命保険株式会社
- ・ 東京海上日動あんしん生命保険株式会社
- ・ 日本生命保険相互会社
- ・ ネオファースト生命保険株式会社
- ・ 富国生命保険相互会社
- ・ フコクしんらい生命保険株式会社
- ・ プルデンシャル生命保険株式会社
- ・ プルデンシャル ジブラルタ
- ・ ファイナンシャル生命保険株式会社
- ・ マスマチュアル生命保険株式会社
- ・ マニユライフ生命保険株式会社
- ・ 三井生命保険株式会社
- ・ 三井住友海上あいおい生命保険株式会社
- ・ 三井住友海上プライマリー生命保険株式会社
- ・ みどり生命保険株式会社
- ・ 明治安田生命保険相互会社
- ・ メットライフ生命保険株式会社
- ・ メディケア生命保険株式会社
- ・ ライフネット生命保険株式会社
- ・ 楽天生命保険株式会社

（五十音順）

生命保険相談所一覧

〔ご相談受付時間〕9:00～17:00(土・日曜、祝日を除く)
(平成29年6月現在)

生命保険相談室:東京 Tel.03(3286)2648 〒100-0005 千代田区丸の内 3-4-1 新国際ビル3階 生命保険協会内

【連絡所】・・・ご訪問してご相談される場合は、事前にお電話ください。

札幌・苫小牧 Tel.011(222)1388
〒060-0005 札幌市中央区北5条西5丁目2-12 住友生命札幌ビル8階

函館 Tel.0138(54)0292
〒040-0001 函館市五稜郭町1-14 五稜郭114ビル8階

旭川 Tel.0166(25)5166
〒070-0031 旭川市1条通9-50-3 旭川緑橋通第一生命ビル5階

釧路・帯広 Tel.0154(22)6027
〒085-0014 釧路市末広町9-2-5 日本生命釧路末広町ビル6階

北見 Tel.0157(22)3885
〒090-0040 北見市大通西4-4-1 住友生命北見ビル4階

青森県 Tel.017(776)1348
〒030-0862 青森市古川2-20-6 AQUA古川2丁目ビル4階

岩手県 Tel.019(653)1726
〒020-0021 盛岡市中央通2-1-21 東日本不動産盛岡ファーストビル6階

宮城県 Tel.022(224)3221
〒980-0802 仙台市青葉区二丁目12-30 日本生命仙台台西ビル3階

秋田県 Tel.018(865)0016
〒010-0951 秋田市山王3-1-12 太陽生命秋田ビル6階

山形県 Tel.023(631)1694
〒990-0031 山形市十日町2-4-19 ハーモニー山形ビル7階

福島県 Tel.024(922)2863
〒963-8002 郡山市駅前2-10-15 三共郡山ビル北館8階

茨城県 Tel.029(227)3932
〒310-0062 水戸市大町1-2-6 三井生命水戸ビル4階

栃木県 Tel.028(636)2437
〒320-0026 宇都宮市馬場通3-2-1 宇都宮朝日生命館5階

群馬県 Tel.027(223)2802
〒371-0023 前橋市本町2-14-8 新生情報ビル5階

埼玉県 Tel.048(644)5001
〒330-0845 さいたま市大宮区仲町2-75 大宮フコク生命ビル8階

千葉県 Tel.043(225)6467
〒260-0015 千葉市中央区富士見2-15-11 日本生命千葉富士見ビル6階

神奈川県 Tel.045(641)6998
〒231-0012 横浜市中区相生町6-113 オーク桜木町ビル10階

新潟県 Tel.025(245)8981
〒950-0088 新潟市中央区万代4-1-11 太陽生命新潟ビル7階

山梨県 Tel.055(228)7565
〒400-0031 甲府市丸の内2-30-3 甲府丸の内ビル5階

長野県 Tel.0263(35)8132
〒390-0874 松本市大手3-4-5 明治安田生命松本大手ビル7階

富山県 Tel.076(433)7352
〒930-0005 富山市新桜町4-28 朝日生命富山ビル4階

石川県 Tel.076(231)1945
〒920-0919 金沢市南町6-1 朝日生命金沢ビル2階

福井県 Tel.0776(25)0107
〒910-0005 福井市大手3-2-1 福井ビル3階

岐阜県 Tel.058(263)7547
〒500-8842 岐阜市金町4-30 明治安田生命岐阜金町ビル7階

静岡県 Tel.054(253)5712
〒420-0857 静岡市葵区御幸町5-9 静岡フコク生命ビル7階

愛知県 Tel.052(971)5233
〒460-0004 名古屋市中区新栄町1-1 明治安田生命名古屋ビル6階

三重県 Tel.059(225)7439
〒514-0009 津市羽所町375 百五・明治安田ビル8階

滋賀県 Tel.077(525)6677
〒520-0056 大津市末広町1-1 日本生命大津ビル8階

京都府 Tel.075(255)0891
〒600-8492 京都市下京区四條通新町東入ル月鉦町62 住友生命京都ビル6階

大阪府 Tel.06(4708)5132
〒541-0043 大阪市中央区高麗橋4-3-10 日生伏見町ビル新館2階

兵庫県 Tel.078(332)6269
〒650-0032 神戸市中央区伊藤町111 神戸商工中金ビル7階

奈良県 Tel.0742(26)1851
〒630-8241 奈良市高天町10-1 T.T.ビル2階

和歌山県 Tel.073(432)1936
〒640-8157 和歌山市八番丁11 日本生命和歌山八番丁ビル8階

鳥取県 Tel.0857(24)3523
〒680-0822 鳥取市今町2-251 日本生命鳥取駅前ビル5階

島根県 Tel.0852(24)7229
〒690-0007 松江市御手船場町553-6 松江駅前エストビル6階

岡山県 Tel.086(225)6681
〒700-0023 岡山市北区駅前町1-9-15 明治安田生命岡山ビル6階

広島県 Tel.082(223)4331
〒730-0011 広島市中区基町11-13 合人社広島紙屋町アネクス2階

山口県 Tel.083(223)1476
〒750-0012 下関市観音崎町11-6 朝日生命下関ビル1階

徳島県 Tel.088(654)4009
〒770-0841 徳島市八百屋町2-11 ニッセイ徳島ビル10階

香川県 Tel.087(821)2659
〒760-0017 高松市番町1-7-5 明治安田生命高松ビル4階

愛媛県 Tel.089(946)3583
〒790-0005 松山市花園町1-3 日本生命松山市駅前ビル6階

高知県 Tel.088(873)3304
〒780-0870 高知市本町2-2-34 明治安田生命高知ビル8階

福岡県 Tel.092(715)1875
〒810-0001 福岡市中央区天神1-6-8 天神ツインビル12階

北九州 Tel.093(531)8760
〒802-0003 北九州市小倉北区米町2-1-2 小倉第一生命ビル2階

佐賀県 Tel.0952(24)2082
〒840-0801 佐賀市駅前中央1-9-45 三井生命佐賀駅前ビル8階

長崎県 Tel.095(827)4459
〒850-0032 長崎市興善町2-21 明治安田生命長崎興善町ビル9階

熊本県 Tel.096(324)1871
〒860-0803 熊本市中央区新市街11-18 熊本第一生命ビル9階

大分県 Tel.097(534)2130
〒870-0035 大分市中央町1-1-5 第一生命大分ビル3階

宮崎県 Tel.0985(28)7335
〒880-0806 宮崎市広島1-18-13 第一生命ビル6階

鹿児島県 Tel.099(223)6027
〒892-0844 鹿児島市山之口町12-14 太陽生命鹿児島ビル4階

沖縄県 Tel.098(862)1771
〒900-0015 那覇市久茂地1-12-12 ニッセイ那覇センタービル4階

一般社団法人
生命保険協会

問い合わせ先

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル3階

一般社団法人 生命保険協会

TEL：03-3286-2645 FAX：03-3286-2730

URL：http://www.seiho.or.jp/

生命保険協会

検索



この印刷物は、「FSC認証紙」「ベジタブルインキ」、そしてVOC(揮発性有機化合物)を大幅に削減できる「水なし印刷」を用いることで、環境負荷の低減に努めています。